

第9期第4回 東京地方労働審議会資料

平成30年12月14日(金)

15時00分~

於:東京労働局 11階

共用会議室3-1、3-2



目次

```
1 平成30年度東京労働局行政運営方針・・・・・・( 1頁)
2 トピックス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2~6頁)
3 雇用環境・均等担当部署・・・・・・・ (7~11頁)
4 労働基準担当部署・・・・・・・・・・・・(12~16頁)
5 職業安定担当部署・・・・・・・・・・・(17~22頁)
6 需給調整事業担当部署・・・・・・・・・(23~24頁)
7 労働保険徴収担当部署・・・・・・・・・・・(25頁)
```

平成30年度 東京労働局行政運営方針

一誰もが安心して活き活きと働けるTOKYOへ—

【東京労働局3つのチャレンジ】



働き方改革の実現に向けた取組加速

長時間労働を是正し、すべての人が安心して活き活きと働ける環境を作るとともに、中小企業・小規模 事業者の生産性向上に取り組みます



人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

魅力ある職場づくりを進め、人材と仕事のマッチングを図り、「全員参加の社会」の実現に取り組みます

オリンピック・パラリンピックに向けた労働安全衛生の確保

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、本格化する大会施設工事の安全対策を中心として、職場の安全衛生管理の確保に全力で取り組みます

働き方改革の実現に向けた取組加速

東京労働局における働き方改革の実現に向けた主な取組

- ○働き方改革関連法の周知・広報
- ○東京働き方推進支援センターによる支援
- ○企業トップ等への働きかけ

- ○労働基準監督署における相談・支援
- ○東京労働懇談会の開催

○東京都、金融機関との連携

働き方改革関連法の周知・広報取組状況等

局・監督署・安定所が一体となって、事業主団体へ周知協力依頼を行うとともに、セミナー・講演等で周知を展開している。また、署所長あてに4部長連名 (雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長、需給調整事業部長)通達を発出(7/30)し、連携して地域の事業主団体等への周知の協力依頼等を指示 している。中小企業・小規模事業者への丁寧な周知が重要であるため、経済・業界団体等に属していない事業主については、マスメディア等を利用した周知も 図るとともに、監督署の労働時間相談・支援班が長時間労働の削減や協定の締結等の支援を行っている。

	実施事項	実施事項詳細	実績等
1	局幹部による労使団体等への訪問	東京経営者協会、連合東京、東京商工会議所等に対する周知協力依頼	21団体・機関 計36回実施
2	署所幹部による労使団体等への訪問	地域の商工会、商工会議所等に対する周知協力依頼	250団体・機関 計324回実施
		キャリアアップ説明会による周知(5月~9月)	10回実施 194名出席
		労働者派遣、職業紹介新規·更新許可証交付講習会	24回実施 1,697事業所出席
3	説明会等の開催	派遣先事業主·責任者講習会	4回実施 171事業所出席
		監督署労働時間相談・支援班による集団指導・説明会	100回実施 2, 289事業所出席
		働き方改革EXPOへの出展(7/11~13)	1, 207名来場、相談者45名
	監督署による個別訪問支援	36協定月45時間超かつ希望する事業場への個別訪問	計269事業場実施
		電子申請による届出書への確認通知書返戻時に添付ファイルとしてリーフレット送付(8/6~)	月平均33,000~34,000件
;	資料配付・送付による周知	労働者派遣事業・職業紹介事業の事業主団体等への送付	68団体に8/21郵送
		各部で実施する説明会資料送付に併せて資料を配布及び郵送	最賃広報3,000部、産業保健フォーラム500部、東基連4,200部
		東京労働局HPへの掲載	8/3~掲載
	人如 广切针体,0号有相类	東京労働基準協会連合会会報への掲載	8月号に掲載
)	会報、広報誌等への記事掲載	とうきょうの労働への掲載	9月号に掲載
		デジタルサイネージによる放映(新宿駅)	8/24~放映

働き方改革EXPO



デジタルサイネージによる放映



とうきょうの労働への掲載

MANUAL PROPRIES AND THE PROPRIES A

■ 働き方改革の実現に向けた取組加速

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます



施行:2019年4月1日~ ※中小企業は、2020年4月1日~

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時約な特別な事情がある場合でも 年720時間、単月100時間未満(休日労働合む)、複数月平均80時間(休日労働合む)を限度に設定する必要があります。



施行: 2019年4月1日~

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して 有給休暇を与える必要があります。



施行: 2020年4月1日~ ※中小企業は、2021年4月1日~

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の

不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者) の間で、 **基本給**や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。







デジタルサイネージによる放映(新宿駅)(8/24~)

デジタルサイネージによる放映(北千住駅・綾瀬駅・北綾瀬駅)(10/1~)

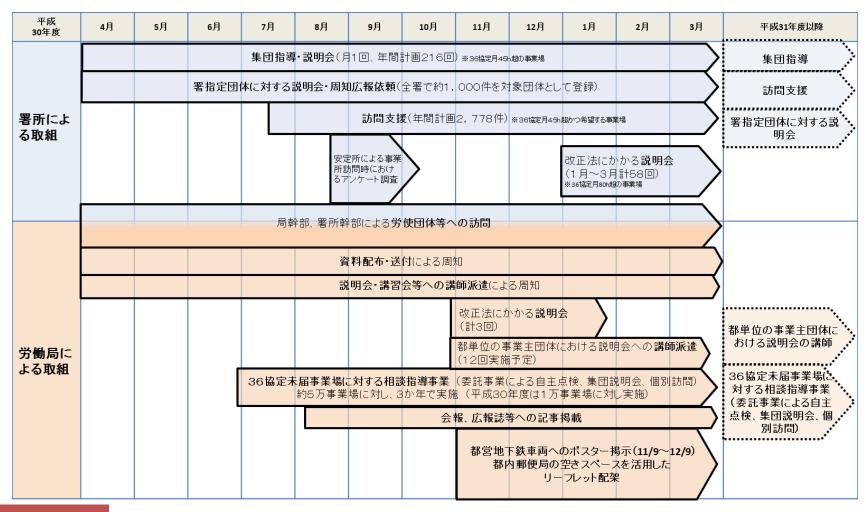
アルタビジョン (新宿・立川) による放映 (10/15~)

都営地下鉄車両へのポスター掲示(11/9~)



働き方改革の実現に向けた取組加速

働き方改革関連法周知ロードマップ

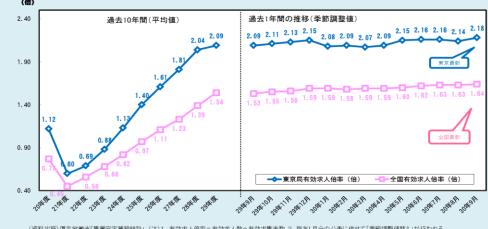


- ○局による改正法説明会の開催 (11/29、12/7、12/14) 署による改正法説明会の開催 (1月~3月 計58回)
- ○都単位の事業主団体における説明会への講師派遣 (東京経営者協会6回、東京労働基準協会6回 計12回予定)
- ○都営地下鉄車両へのポスター掲示(11/9~)
- ○広報東京都への記事掲載(11月号)
- ○北千住駅、綾瀬駅、北綾瀬駅デジタルサイネージによる放映(10/1~)
- ○アルタビジョン(新宿・立川)による放映(10/15~)
- ○都内郵便局(50局)の空きスペースを活用したリーフレット配架(10/22~)

■ 人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

1 人手不足分野状況(介護、看護、保育、建設、運輸、警備等職種) 事務的職業で有効求人倍率が低い一方、保安、建設、介護、保育士と いった職種で有効求人倍率が高い。



2 人手不足分野対策(介護、看護、保育、建設、運輸、警備等職種)

- ・人手不足分野の求職者・求人者支援専門窓口「人材確保・就職支援 コーナー」を都内7か所(渋谷、池袋、足立、墨田、木場、八王子、立川) に設置し、担当制によるきめ細やかな職業相談・紹介、求人票だけでは 分からない情報(施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、 働く人の声など)の提供によるマッチング強化。
- 各分野における潜在的有資格者を把握し積極的な求人情報等の提供や 事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施。未充足求 人等のフォローアップや就職面接会開催等によるマッチング支援、未経 験者向けの企業説明会や現場見学会の開催。
- 福祉分野については、東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情 報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有 化事業を実施。
- 東京都、関係機関及び業界団体等との連携によるセミナーや面接会など のイベント情報の発信。
- 業界団体を始めとした団体との連携による周知啓発

	平成30年9月の職種別常用有効求人倍率(倍) ※括弧内は前年同月の実績値				
管理的職業		1.45 (1.42)	1.45 (1.42) 保安の職業		
専門]的•技術的職業	2.56 (2.52)	生産工程の職業	2.03 (1.70)	
	建設·土木·測量技術者	7.74 (7.00)	輸送・機械運転の職業	3.49 (3.24)	
	看護師•准看護師	2.98 (3.29)	建設・採掘の職業	5.86 (5.52)	
	保育士	5.26 (5.78)	運搬・清掃等の職業	1.29 (1.23)	
事務	的職業	0.61 (0.58)	建設の職業(注3)	6.73 (6.22)	
販売	の職業	3.19 (3.15)	介護関係職種(注4)	7.73 (6.90)	
サー	ビスの職業	6.34 (5.78)	職業計	1.88 (1.79)	
(資料出所	(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」				

8/1 ツアー型体験・面接会

「株式会社 あじま在官工芸」 開催の結果報告

参加総数:10名

会場の様子

- 2. 有効求人倍率=有効求人者数÷有効求職申込件数

「即四会所 | わかもの合む| 及び物戸・解析・市川3所 「しっトを配布」その原見は戦闘の子的ではほ走員とな キャンセルは迷たものの予定人数10名フルで開催で

-ムヘルパー、福祉施設の生活指導員・就労支援員等

|平成30年度 人材確保対策推進事業の取組状況

||◆就職面接会・ツアー型面接会実施回数

	項目		東京局
福祉分野 (介護・看護・保育)の		累計実績(4~9月)	104回
	ツアー型面接会	参加者数(4~9月)	581名
	(うち数) 保育分野の	累計実績(4~9月)	44回
	ツアー型面接会	参加者数(4~9月)	150名
建設分野の 就職面接会・ツアー型 面接会		累計実績(4~9月)	26回
		参加者数(4~9月)	118名
± h rei	警備分野の お際の接合・ツマー型	累計実績(4~9月)	17回
	就職面接会・ツアー型 面接会	参加者数(4~9月)	76名
	運輸分野の	累計実績(4~9月)	26回
	就職面接会・ツアー型 面接会	参加者数(4~9月)	150名

■ 人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

3 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

- (1) 非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善
 - ・「東京労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン ~東京5か年計画~」に基づき実施。
 - ・非正規雇用労働者の企業内での正社員転換や人材育成、処遇改善などの取組を促進するため、定期的に事業主向け説明会を開催して、「キャリアアップ助成 金」の積極的な活用を促進。
 - 「トライアル雇用助成金」の活用を促し、フリーター、ニート等の正社員就職を促進。
 - ・フリーター等の正社員就職のための支援拠点である、わかものハローワークにおいて、 セミナー開催、求職者支援制度の活用等を通じて、一人一人のニーズに応じた支援を 実施。

【平成30年4月から9月までの正社員就職件数】

目標件数	実績	
55,456	26,121	47.1%

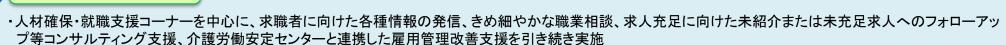
- (2)雇用関係助成金の活用による企業の生産性向上
 - ・生産性の向上を図る企業に対して助成額の増額等を行う「生産性要件」が設定されたことにより、金融機関のセミナーで講師を派遣し、事業主に対して制度の 積極的な活用を促したり、顧客の助成金相談に対応する等の連携強化を図り、生産性向上の取組を支援。

キャリアアップ助成金

◇有期契約労働者等の正社員化や待遇改善など キャリアアップを図った場合の助成金 4から9月までの支給決定件数 9,761件(35.1%増) " 金額 9,660,931,803円(32.4%増)

4 雇用管理改善による「魅力ある職場つくり」の推進

- ・建設労働者確保育成助成金の助成対象メニューの拡充内容等の周知や制度の活用促進を図るとともに、人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)の実施による建設分野の雇用管理改善を引き続き推進。
- ・介護分野では、「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業(東京都)」を実施し推進していくとともに、その成果を踏まえつつ、求人受理や求 人充足サービス等のあらゆる機会を活用し事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進。



- ・積極的な面接会(ツアー型面接会含む)、各種セミナー等の開催
- ・11月11日の「介護の日」に合わせ、11月を「福祉人材確保重点実施期間」とし、都内各HWにおいて求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を集中実施
- ・東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施
- ・東京都雇用対策協定に基づく福祉、保育分野就職イベント等への協力、新規開設特別養護老人ホーム開設時の人材確保支援モデル事業に係る個別求人開拓の 実施
- ・業界団体との連携による企業説明会及び就職面接会の実施、また、雇用管理改善促進事業の効果的な運営を図るため、周知・広報の強化を図る

1.「働き方改革」推進の取組

■ 「働き方改革」推進の取組方針・状況

基本的方針

- 企業の自主的な働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等の推進
- 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成

具体的取組の状況

(1) 企業トップ等への働きかけ

働き方改革の機運を一層高めるため、局長等が労使団体への協力要請や取組を進める企業トップ等への訪問を実施している。

働き方改革に取り組もうとする企業を対象に、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施している。

(2) 東京都との連携

東京都との雇用対策協定に基づき、都が設置した「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」(飯田橋)に働き方・休み方改善コンサルタントを配置し、企業からの働き方改革の相談等に応じている。

また、同窓口において、都の働き方改革宣言奨励金申請事業場に係る事前研修や働き方改革に係るセミナー等を開催している。

(3) 金融機関との連携

金融機関が行う地域企業に対する経営支援等に助成金等の国の支援策を活用するほか、金融機関の求めに応じ地域企業の人材の確保ニーズに対し労働行政が支援するなど、労働局と金融機関との連携を実施している。

「締結金融機関」 平成30年2月19日締結

株式会社きらぼし銀行 東京東信用金庫 城南信用金庫

「働き方改革」関連のパンフレット等を提供し、金融機関より顧客へ周知 金融機関が行うセミナーにおいて、「働き方改革」に係るセミナーを実施

企業トップ等への働きかけ







東京経営者協会

福会 連合算

6月下旬から7月初旬にかけて、労使団体に対し 「ゆう活」等に係る協力を要請 テルモ (株) を訪問 (9月10日)

「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」 における活動状況







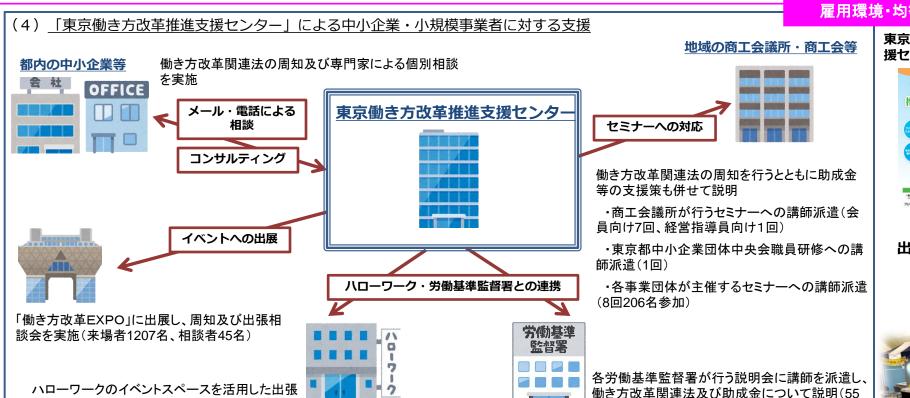
30年度上半期においては、都の働き方改革宣言奨励金申請事業場に係る事前研修を計28回、働き方・休み方改善セミナーを1回開催した。

金融機関との連携



5/23城南信用金庫 25名参加 6/14きらぼし銀行 129名参加 7/10東京東信用金庫 46名参加





東京働き方改革推進支 援センター開設



出張相談会の実施



下半期の取組

相談会を開催(利用者11名)

1. 東京労働懇談会の開催 (→11月13日 実施済み)

・東京都との共催により、いわゆる政労使会議である「東京労働懇談会」を開催し、東京地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進、労働環境や 処遇の改善等、労働施策の重要課題について、幅広い情報共有、意見交換を行う(労働施策総合推進法第10条の3に規定する「協議会」として位 置付け)

件1234名参加)

2. 企業トップ等への働きかけ

- ・労使団体への協力依頼等による各種施策の周知、取組を進める企業への訪問等積極的に実施し、引き続き働き方改革を推進していく
- 3. 「東京働き方改革推進支援センター」による「働き方改革」に係る支援
- ・引き続き個別相談や電話相談及び労働基準監督署が行う説明会への講師派遣や出張相談会等を実施し、中小企業・小規模事業者の働き方改革推 進を支援する

4. 東京都、金融機関との連携

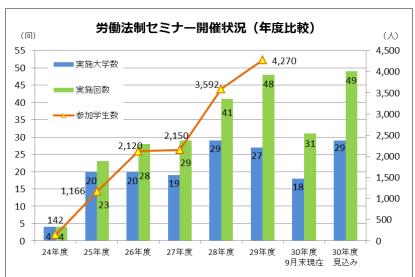
- ・東京都との連携による企業への支援を進めるとともに、平成31年2月7日「ライフ・ワーク・バランスEXPO2019 | (東京都主催)に出展し、ミニセミナーの開 催及び専門ブースにて周知等を実施する
- ・働き方改革を一層推進するため、新たに2つの金融機関(日本政策金融公庫・多摩信用金庫)との間で、包括連携協定を締結する(→12月10日 締結済み)
- ・地域企業の人材確保のニーズに対応するため、ハローワークが行う就職面接会を金融機関と連携し実施する

2. 労働法制セミナーに関する取組

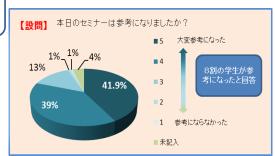
■ 東京局における労働法制セミナーの開催実績

平成30年度 上半期 開催回数

31回(18大学等)







下半期の取組

- ○申込みベースで49件となっており、前年度実績を上回る見込み。
- ○来年度に向けて大学等への更なる利用勧奨を行う。

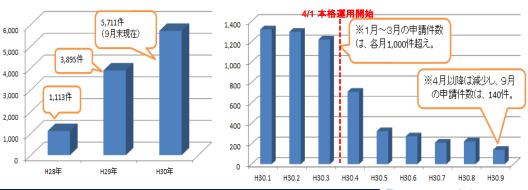
3. 労働条件の確保等に関する取組等

■ 無期転換ルールの周知等

- ●本格的な運用が始まったことから、本年度も引き続き、あらゆる機会を通じ、資料を配布するなど、周知啓発に取り組んだ。
- ●特例申請は、特に昨年12月~本年3月にピークを迎えたことから、体制強化を図り、迅速・適正な認定業務を行った。

■過去3年間の申請件数

■平成30年1月~9月までの申請件数



■ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組

確かめよう! 労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン

周知・啓発期間 4月1日から7月31日まで (多くの新入学生がアルバイトを始める4月から、夏休み前まで) 局署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置。 大学構内に相談コーナーを設け、学生向け相談会を実施。(4大学)

- ○労働契約法(特例申請を含む。)については、引き続き、関係部局と連携し、周知啓発に努める。
- ○引き続き、「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを行い、学生アルバイトの労働条件の確保を図る。

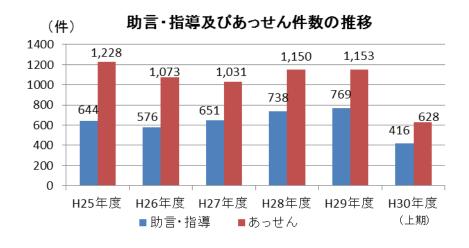
4. 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

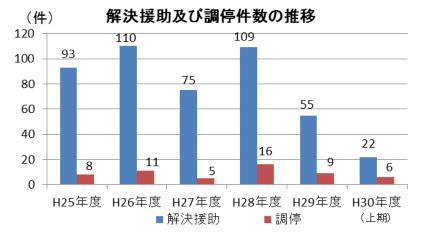
■ 平成30年度上半期の相談、助言・指導、あっせん、解決援助、調停件数

1				
	○総合労働相談件数	75,221件(前	年同期比	13.5%減)
	うち民事上の個別労働紛争相談件数	17,206件(同	15.9%増)
	うち均等三法関係相談件数	7,612件(同	34.5%減)
	○労働局長による助言・指導の申出受付件数	416件(同	15.2%増)
	○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	628件(同	5.9%増)
	○ 労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数 ※均等法、育児・介護休業法に基づくもの	22件(同	24.1%減)
	○ 紛争調整委員会による調停申請受理件数※均等法、育児・介護休業法に基づくもの	6件(同	50.0%増)

【平成30年度上半期の特徴】

- □ 相談、助言・指導、あっせんのいずれについても、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが最も多く、相談、あっせんにおいては 「解雇」、助言・指導においては「雇止め」の増加傾向が続く。
- □ 民事上の個別労働紛争相談件数が前年同期比15.9%、労働 局長による助言・指導の申出受付件数が15.2%増加している。
- □ あっせんの参加率は62.9%(参考:H29年度全国平均56.9%)
- □ あっせんの合意率は44.0%(参考: H29年度全国平均38.3%) *被申請人があっせんに参加した場合の合意率70.1% (参考: H29年度全国平均65.8%)





- ○あらゆる機会をとらえて総合労働相談コーナーを周知すると ともに、機能強化のため総合労働相談員の資質向上を図る。
- ○相談への的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を 図るため、関係機関・団体と引き続き連携を図る。

5. 雇用均等分野における重点施策の進捗状況(平成30年度上半期)

■ 法の履行確保

均等三法の周知

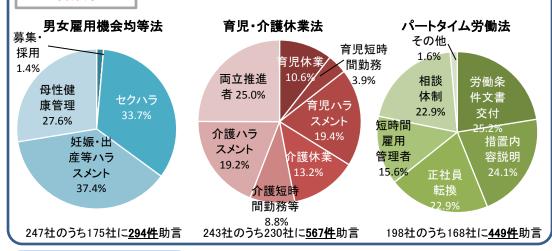
他機関主催説明会 資料配布等 10回(延べ参加者数1,189名) イベントブース出展等による配布 ※下半期に主催説明会開催予定

指導状況

30年度上半期 3法平均是正率

86.6%





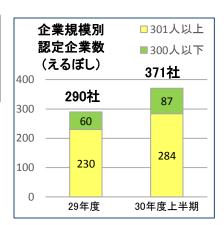
下半期の取組

- ○あらゆる機会を捉え、事業主等に対し、法の周知・徹底を図る。
- ○特に、パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けて説明会を局主催で実施する などあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。
- ○報告徴収の実施等により法違反を是正し、法の履行確保を図る。
- ○女性の活躍推進や両立支援に資する情報提供を行い、企業の自主的取組支援、 えるぼし認定、くるみん等認定申請を促す。

■ 女性活躍推進法関係

一般事業主行動計画届出率 **99.0%** (9月末)





■ 次世代育成支援対策推進法関係

一般事業主行動 計画届出率

> 96.3% (9月末)





1「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1)長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導 等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る 労災請求が行われた事業場に対して重点的な監督指導を実施。

①1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況

②長時間にわたる過重な労働による 過労死等に係る労災請求が行われ た事業場に対する監督の実施状況

上期実績	違反率
916件	65.2%

上期実績	違反率	
82件	78.0%	

(2) 建設現場おける長時間労働抑制監督指導

2,020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、建設現場での長時間 労働が懸念されることから、その抑制を目的として監督指導を実施

上期実績	違反率	
333件	58.6%	

下半期の取組

- 1 引き続き、窓口及び各種説明会において、長時間労働の抑制への取組を求めるとともに、重点的に長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を実施する。
- 2 11月に過重労働解消キャンペーンを実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

〈取組内容〉

- (1)全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施
- (2)使用者団体等への協力要請
- (3)周知・啓発の実施
- (4)ベストプラクティス企業への職場訪問の実施
- (5)重点監督の実施

(3) 労働基準機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応 ア 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談 者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとと もに、賃金不払や解雇などの事案については、優先的 に監督指導などを実施。長時間労働、賃金不払残業な どに関する投書等の情報については、その内容や状況 を踏まえた上で的確に対応。

申告受理件数(上期):2,153件 前年同期2,126件 (前年度同期比1.3%增)

相談件数(上期):146,621件 前年同期142,478件 (労働基準部・各署(支署)受付分)

(前年度同期比2.9%増)

イ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速 やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未 払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

未払賃金立替払認定申請件数(上期)

91件 前年同期154件 (前年度同期比40.9%減)

相談者労使の別



- 1 引き続き、賃金不払等の申告事案について優先的に監督 指導を実施し、適切に対応していく。
- 2 引き続き、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

2 第13次東京労働局労働災害防止計画初年度における労働災害防止対策

労働災害発生状況

【死亡災害】

- ・ 平成29年は66人 (第12次防期間中に20%の減少)
 - うち、建設業は28人(同8%の増加)
- ・ 平成30年9月(速報値)は34人(前年同期比+2)
 - うち、建設業は11人と全体の約3割を占める(同45%の減少)

【休業4日以上の死傷災害】

- ・ 平成29年は9,837人<u>(第12次防期間中に0.5%の増加)</u>
 - うち、第三次産業は6,034人 (同4.9%の増加)
- ・ 平成30年9月(速報値)は6,435人(前年同期比8.2%の増加)
 - うち、建設業は732人 (同7.3%の減少)
 - うち、第三次産業は3,966人(同9.8%の増加)

下半期の取組

業種別の労働災害防止対策の推進

・建設業 墜落転落災害防止のための、手すり等墜落防止設備の確実な設置と、墜落制止 用器具の使用の徹底

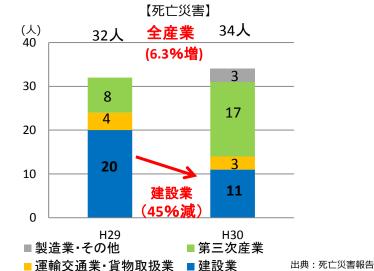
はしご・脚立等からの墜落転落災害防止のため、正しい使用方法の周知・徹底

- ・第三次産業 本社主導による全社的な労働災害防止対策の取組の促進 社会保険労務士会との協定に基づく事業場への安全衛生対策の促進
- ・陸上貨物運送事業 荷役作業の安全対策ガイドラインを活用した指導の実施
- ・製造業 機械災害発生事業場に対する指導の実施

○ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

- ・転倒防止対策 冬期間における積雪や凍結による転倒災害防止対策の周知
- ・腰痛予防対策 職場における腰痛予防対策の推進通達に基づく教育のための指導
- ・交通労働災害対策 交通労働災害防止のためのガイドラインを活用した周知・指導

業種別労働災害発生状況(平成29・30年(9月速報値比較))



【休業4日以上の死傷災害】



3 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(1) ストレスチェック結果報告未提出事業場に対する指導

・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対して集団指導、個別指導を実施(9月末現在、集団指導2回、個別指導47件実施)

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(9月末現在、個別指導11件実施)
- ・ 概ね3年程度の期間に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、全社的なメンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(9月末現在、個別指導17件実施)

(3) 治療と仕事の両立支援

- ・ 都内上場企業1.843社(回収692社)に対して両立支援の取組についてアンケートを実施(5月)
- ・ 両立支援に取り組んでいる企業は52.0%(業種別では、製造業59.8%、建設業57.7%が高い。)
- ・ 東京地域両立支援推進チーム会議を開催(9月20日)

(4)熱中症の防止対策

・暑くなる前の3月から熱中症のパンフレット27,000部を災害防止団体等に配布し、熱中症予防対策に取り組むよう要請するとともに、5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開

下半期の取組

職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策の推進

〇引き続き、1~3について重点的に取り組むものとする。

1 ストレスチェック結果報告未提出事業場に対する指導

- ・ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する集団指導、個別指導の実施
- 2 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進
- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、複数の精神事案に係る労災請求事案を発生させた 企業本社に対する個別指導の実施

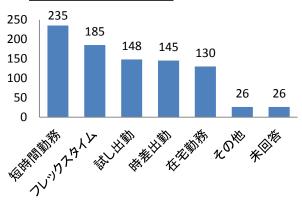
3 治療と仕事の両立支援

- 産業保健フォーラムの開催(11月1日)
- ・ 両立支援セミナーの開催(2月開催予定)
- ・ 地域版周知用リーフレットの改訂
- ・ 経営トップの方針表明の公募
- 好事例の収集

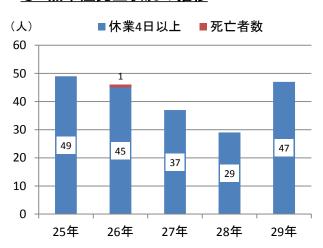
○ ストレスチェック実施結果報告書の 提出状況(平成29年分)

提出率 90.0% (H30.4.27現在)

○ 両立支援に関して導入している 勤務制度(複数回答)



〇 熱中症発生状況の推移



4 最低賃金制度、家内労働制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(平成30年度改正)

- ① 時間額 985円(27円、2.82%の引上げ)
- ② 発効日 平成30年10月1日
- (2) 改正最低賃金の周知・広報

広報誌, HP掲載依頼, リーフレット・ポスター配布

(以下の約3,600箇所)

- ① 国の機関、東京都、各区市町村
- ② 労使団体、地域・職域団体、同業者組合、郵便局等公的機関 求人情報誌、学校(大学・高校・専門学校・日本語学校)等
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場

(3) 中小企業・小規模事業者への支援措置の周知

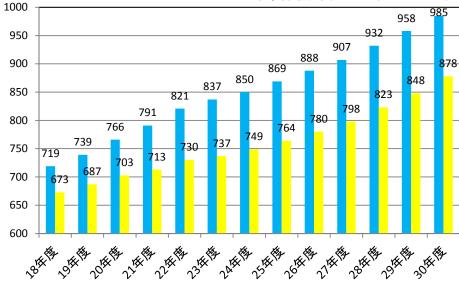
- ① 東京働き方改革推進支援センターの周知 最低賃金に関するワン・ストップ無料相談(委託事業)
- ② 業務改善助成金の周知
 - (①と②の所管の雇用環境・均等部と連携して実施)
- ③ キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の周知
- ④ 人材確保等支援助成金
 - (③と④の所管の職業安定部と連携して実施)
- (4) 東京都電気機械器具製造業最低工賃改正のための実態調査等を実施

下半期の取組

- (1) 特定(産業別)最低賃金の円滑な審議
- (2) 周知•広報
 - ① 都内自治体に対し、最低賃金額を踏まえた契約への留意及び入札参加者への最低賃金額周知を依頼
 - ② 関係部署と連携し、業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」等の活用、「東京働き方改革推進支援センター」の利用について、積極的な問知を実施
- (3) 最低賃金履行確保監督の適切な実施
 - ① 管内状況及び各種の調査結果を踏まえた適切な対象業種の選定
 - ② 的確な監督指導の実施
- (4) 東京都電気機械器具製造業最低工賃改正の円滑な審議

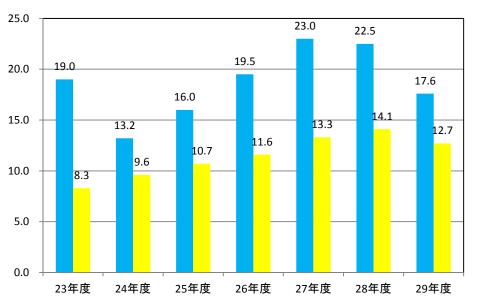
地域別最低賃金の推移





最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)





5 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施

(2)脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画 を策定した上で、効率的・効果的な調査を実施。

(3) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

- ・ 石綿ばく露作業従事歴などの効率的な調査を行い、認定基準に基づいて適正な決定を実施
- ・ がん診療連携指定病院等(累計63医療機関)を訪問し、受診者に対 する労災請求勧奨を依頼
- ・ 認定事業場(石綿肺認定事業場を含む116事業場)に対して退職労働者等へ労災補償制度の周知等を文書で依頼



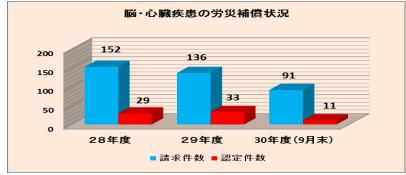
下半期の取組

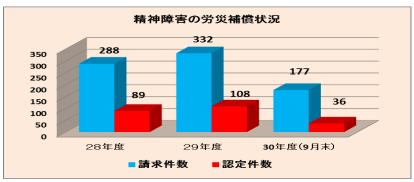
- 1 労災保険の各種保険給付請求について引き続き、迅速な事務処理を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を実施する。
- 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案について引き続き、関係部署との連携を図り効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく的確な労災認定を実施する。

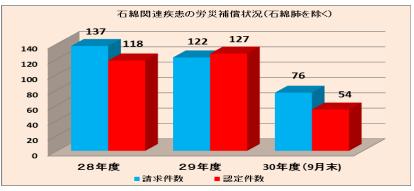
給付決定件数(平成30年4月~平成30年9月)

給付の種類		件数(件)	昨年同期比
療養(補償)給付		226,491	1.12%
休業(補償)給付		23,847	1.11%
障害(補償)給付	(注)	21,634	△0.98%
遺族(補償)給付	(注)	24,800	△0.99%

(注)年金給付含む







1. ハローワークのセーフティネットとしての機能強化

1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチング機能の推進

(1)平成30年度(4月~9月)における職業紹介業務取扱状況

- 新規求職者226.573人(達成率96.7%)、就職件数は、60.593件(達成率99.6%)
- 新規求人数735,338人(達成率97.1%)、充足数は、80,664件(達成率96.6%)

(2)求職者に対する就職支援の更なる強化

求職票の完全記入や相談記録の確実な入力等、常にマッチング場面を意識した基本業務の徹底を土台に、求職者支援の更なる強化に努めている。

具体的には、相談窓口において真にハローワークの支援が必要な求職者に対して、 予約制・個別担当者制を積極的に活用するなどきめ細かな就職支援を実施している。

(3)求人者に対する充足支援の更なる強化

求人者ニーズを的確に把握し、適合する求職者を探索するとともに、求人者に対し、 求職者ニーズに係る情報を提供し、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載 内容に係る助言・援助を行うほか、雇用管理指導援助業務と連携し、充足に向けた支 援を実施している。

また、求人部門と職業相談部門が連携して行う求人充足会議を通じて、マッチング精度の向上に取り組んでいる。

なお、求人が未充足の場合には、求人条件緩和指導をはじめ、求める人材像の明確化、企業や取扱商品などのアピールポイント等の補足情報を追加するなど、求人をリフレッシュさせて充足させることを意識したサービスを積極的に実施している。

平成30年度下期の取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングを始めとする各種取組を着実に実施。

・広域的な連携

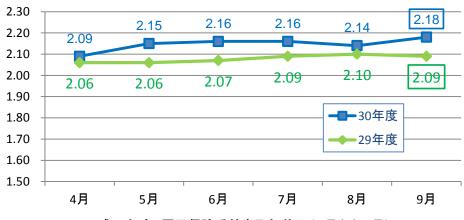
求人の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも 含めた連携を推進。

•雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化 雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から個別支援や求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化。

平成30年度 職業紹介業務取扱状況(4月から9月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	234,273	226,573	96.7%	243,540	▲ 7.0%
紹介件数	480,540	435,596	90.6%	498,899	▲ 12.7%
就職件数	60,825	60,593	99.6%	65,519	▲ 7.5%
就職率(%)	26.0	26.7	0.7P	26.9	▲ 0.2P
新規求人数	757,573	735,338	97.1%	757,825	▲3.0%
充足数	83,475	80,664	96.6%	88,353	▲8.7%
充足率(%)	11.0	11.0	0.0P	11.7	▲ 0.7P

有効求人倍率の推移(4月から9月)



平成30年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から9月)

	平成30年度	平成29年度	前年同期比
受給資格決定件数	67,597	68,879	▲ 1.9
受給者実人員(月平均)	35,930	36,422	▲ 1.4
再就職手当支給決定件数	19,197	19,158	0.2
就職件数	14,625	16,109	▲9.2
早期再就職件数(8月末現在)	20,487	20,086	2.0

2. 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

(1)雇用対策協定等の推進

東京都雇用対策協定に基づき、非正規雇用労働者の増加や福祉分野の人材不足などの地域の課題に対し、機動的かつ総合的な雇用対策を実施。また、対策を展開するに当たっては、東京都と連携・協力した取組の推進に加え、区市町村が実施する福祉・雇用施策等との密接な連携を図っている。

(2)地方公共団体とハローワークの一体的実施事業の推進

区市町村からの提案をもとに、ハローワークが行う無料職業紹介等と区市町村が行う 業務を協定に基づき一体的に実施することで、地域の求職者の利便性の向上と就職促 進を図っている。

(3)生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者等を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、担当制による個別支援等を実施するほか、定期的な巡回相談の実施等により福祉事務所等へ早期にアプローチする取組みや労働局と地方公共団体との協定による地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置を拡大する。さらに、「生活困窮者自立支援法」に基づく支援対象者に対する相談支援を実施する相談機関との連携を更に深め、早期就労に向けたきめ細かい相談支援サービスを実施している。

(4)ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介(5区10市1町16箇所で実施)

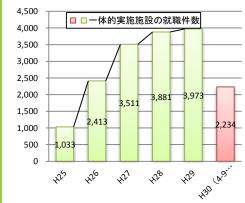
ハローワークが原則として設置されていない地域において、当該区市町村と連携して設置・運営する「ふるさとハローワーク」を通じ、地域住民の利便性の向上と一層の就職促進に努めるとともに、区市町村と連携した就職面接会等の積極的開催等を通じ、緊密な信頼関係の構築に努めている。

(5)地方公共団体との協議・意見交換

地域雇用問題連絡会議(22区26市1町と36回開催 ※平成30年9月末現在)

ハローワーク・監督署と区市町村との雇用問題連絡会議を開催し、国の雇用対策及び ハローワークの事業等について十分な説明を行い、理解を得るとともに、各地域における労働行政に対するニーズを把握し、区市町村と連携して実施する各種事業等を通して 行政サービスの向上を図っている。

一体的実施事業取扱状況





生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移(全23ヵ所)

一般求職者を対象とした一体的実施施設の 就職数の推移(全3ヵ所)

生活保護受給者等就労自立促進事業取扱状況(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
3,919	3,952	100.8%

ふるさとハローワーク取扱状況:就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率	
5,675	5,907	104.1%	

平成30年度下期の取組

- 東京都雇用対策協定に基づく事業計画を着実に実施。
- ・ハローワークの職業紹介と地方公共団体の相談業務等を1か所で行う一体的実施施設の効果的な運営のため、地方公共団体からの支援対象者の送り出しを 促進。
- ・ふるさとハローワークの運営によるミニ面接会の積極的開催など、引き続き地域の利便性向上と就職促進に努める。

3. 女性、若者、障害者、高年齢者等の多様な働き手の参画

1 女性の活躍促進

(1)母子家庭の母等の雇用対策の推進

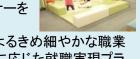
各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担 当部署等と連携のもと、マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを中心に 都内ハローワークにおいて就職支援を実施している。

都内ハローワークのおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
平成30年度4~9月	6,199	1,878	30.3%
前年同期比	▲10.5%	▲ 13.5%	▲ 1.0p

(2)女性のライフステージに対応した活躍支援

・都内にマザーズハローワークを3か所、マザーズコーナーを7か所設置し、就職支援サービスを推進。



・マザーズハローワーク・コーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行うなかで、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施。

マザーズハローワーク及びマザーズコーナーの担当者制による支援状況 【平成30年度4~9月の取組状況】

対象者 目標数	対象者 実績	達成率	就職 目標数	就職 実績	達成率
2,742	3,057	111.5%	2,523	2,887	114.4%

平成30年度下期の取組

- ・マザーズハローワークにおいては、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進する。
- ・引き続き、求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、仕事と子育 ての両立しやすい求人の充実・確保、託児付きセミナーの実施、区市町村と連 携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等を図る。
- ・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会を共催し、子育て中の女性やひとり親等に求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図る。

2 若者や就職氷河期世代の活躍促進

(1) 新規学校卒業予定者、未就職卒業者に対する就職支援等

ア 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の強化 各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施。

【平成30年9月末現在】

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(%) (③/②)
31年3月卒	108,387	6,210	3,207	49,894	8.03	51.6%
前年比	▲0.6%	▲ 1.8%	▲ 4.8%	11.4%	0.95P	▲ 1.6P

イ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークの2つの拠点において、新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター等が年度の早い段階から計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、支援ニーズを的確に把握し就職支援やセミナー等を実施。

また、東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図っている。

平成30年度下期の取組

・未内定学生・生徒への就職支援 学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」個別支援を行うとともに、企業説明会や面接会を引き続き実施する。

•若者雇用促進法の周知

青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校 等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて行う。

労働法制の知識の付与

職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知、啓発を行い、学校の要望により講師派遣を行う。

(2) 若年者雇用対策の推進

ア わかものハローワーク等による就職支援

不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、「都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施している。

【都内ハローワークのおける若年者(34歳以下)の支援状況】

	新規求職者数	就職件数	就職率
平成30年度4~9月	68,187	14,495	21.3%
前年同期比	▲ 12.5%	▲ 12.7%	0.0p

【都内わかものハローワークでの支援状況】

	新規求職者	就職件数	就職率
平成30年度4月~9月	6,651	1,756	26.4%
前年同期比	▲ 12.5%	▲8.0%	+1.3p





平成30年度下期の取組

〇フリーター等の正社員転換等に係る意識啓発を図るとともに、若者の正社員就職の実現を推進するため、11月及び2月に「若者正社員就職応援キャンペーン」期間を設定し、都内わかものハローワーク及びわかもの支援窓口を中心に集中的な若者向け面接会・セミナー等を計画し実施することで正社員就職の促進強化を図る。

○都内わかものハローワークにおけるSNS(LINE@・Facebook等)を活用した情報発信や厚生労働省のTwtiterによるツイート、民間の就職情報サイトへの面接会周知用バナーの掲示による情報発信を実施。

また、自治体・関係機関等に対する周知広報の協力依頼を改めて実施するほか、若者に対する周知効果が高い新たな媒体等を活用した施設及び支援内容の周知広報の強化に取り組む。

3 障害者、難病、がん患者等の活躍促進

(1) 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組の推進 精神障害者が雇用率の対象となったことや法定雇用率引き上げに係る周知 啓発及び企業支援の実施

(2)障害者雇用状況【平成29年6月1日現在】

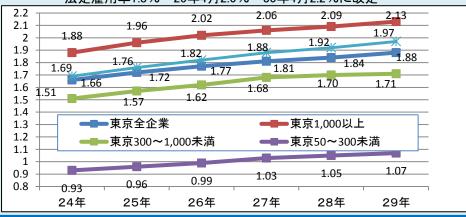
民間企業実雇用率 1.88%(前年比0.04P増加) 法定雇用率達成企業割合34.1%(同0.9P増加)

(3)障害者の雇用機会の拡大【平成30年4月~平成30年9月】

・障害者職業紹介状況及びハローワークを中心とした「チーム支援」を活用した雇用機会の拡大

「時中本の士操作に	新規求職者数	就職件数	チーム支援		
【障害者の支援状況】	机况不暇有效	示儿叫取 计十 女 义	対象者数	就職件数	
平成30年度4~9月	10,968	4,256	5,108	2,051	
前年同期比	+1.5%	+6.6%	▲10.4%	+13.1%	

法定雇用率1.8%→25年4月2.0%→30年4月2.2%に改定



平成30年度下期の取組

- ・平成30年4月の法定雇用率引上げにより、新たに雇用義務の対象となった企業であって雇用率未達成の企業に対する雇用率達成指導及び関係機関と連携したきめ細かな企業支援の確実な実施。
- ・精神、発達障害者等の雇用促進及び職場定着を図るため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催するとともに、精神・発達障害者雇用トータルサポーターを活用した企業支援を実施。
- ・公務部門における法定雇用率の速やかな達成に向けての各府省に対する支援の実施。

4 高年齢者雇用対策の推進

~生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就労促進~

(1)高年齢者雇用確保措置未実施企業に対する指導・助言

【平成30年6月1日現在】

雇用確保措置実施企業割合(31人以上企業) 99.8%(前年比O.1P増加)

(2)年齢にかかわりなく働くことができる企業等の普及

【平成30年6月1日現在】

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合(31人以上企業)

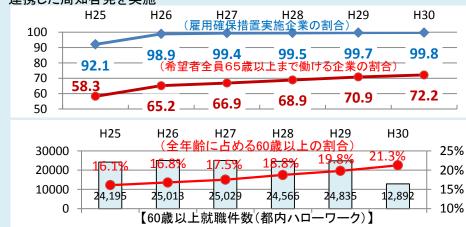
72. 2%(前年比1. 3P增加)

(3) 高年齢者の再就職の援助・促進

60歳以上の支援状況	新規求職者数		就職件数	
00歳以工の又依仏沈		65歳以上		65歳以上
平成30年度4~9月	46,431	28,162	12,892	7,121
前年同期比	+2.8%	+8.4%	▲0.2%	+4.8%

(4) 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施



平成30年度下期の取組

・「ニッポンー億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」に基づき、継続雇用延長や定年延長など65歳以降の雇用確保措置の導入促進を図るため

企業等に対する働きかけを行う。

・高年齢求職者に対して生涯現役支援窓口(シニア応援コーナー)への誘導強化を図るなど、高年齢求職者に対する就職支援の強化に努める。

5 外国人雇用対策の推進

(1)留学生の国内就職支援の強化

東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施。

(2)専門的・技術的分野の外国人の就業推進

東京外国人雇用サービスセンターにおいて、個々の外国人求職者が持つ能力等を十分把握し、ハローワークのネットワークを最大限活用した求人情報の提供、職業紹介に努めている。

(3)定住外国人の就業推進

新宿外国人雇用支援・指導センターを始め、各ハローワークにおけるきめ細かい職業相談等により就職を支援。また、外国人労働者に対する適切な雇用管理が期待できる求人を積極的に開拓している。

(4)外国人労働者の就業改善の推進

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出の履行徹底を図るとともに、外国人 労働者専門官を中心に、外国人労働者雇用管理指針の啓発のため、事業所訪問 を計画的・機動的に実施。

また、外国人労働者問題啓発月間(6月)においては、関係機関と連携の上、周知・啓発活動を集中的に行った。

外国人に対する都内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
平成30年度4~9月	11,911	2,335	19.6%
前年同期比	▲ 5.0%	+6.5%	+2.1p

外国人に対する専門施設の支援状況

	東京外国人雇用 センター 支		新宿外国人雇用 センター支援	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
平成30年度4~9月	4,524	333	2,853	985
前年同期比	▲ 7.3%	+31.6%	▲ 12.1%	▲ 4.4%

平成30年度下期の取組

- ・国内で就職を希望する外国人に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施。
- •平成30年度 第3回外国人留学生就職面接会(1月開催予定:参加企業約60社)

4. 職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1)地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

東京都及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定。

(2)公的職業訓練による能力開発及び就職支援

①真に公的職業訓練(ハロートレーニング)を必要とする者の掘り起し 再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性 が高まる者にキャリア・コンサルティングを行い、適切な職業訓練受講への誘 導に取り組んでいる。

公的職業訓練における受講申込状況

		公共職業訓練	求職者支援訓練	合 計
1	平成30年度(4月~9月)	6,933	1,959	8,892
**	፩<ん 対前年同期比	▲ 4.2%	▲8.6%	▲ 5.2%

②職業訓練受講者に対する的確な支援による早期就職の促進 職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職が見込まれない者については、ハローワークに確実に誘導のうえ、 雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施している。

公的職業訓練修了3ヶ月後の就職状況 公共職業訓練 求職者支援訓練 合計 平成30年度(4月~9月) 2,680 892 3,572 よるちゃん 対前年同期比 +2.3% ▲13.0% ▲2.0%

平成30年度下期の取組

- ①地域の人材育成ニーズを効率的かつ的確に把握し、訓練計画の策定等に活
- 用するため、東京都と東京労働局が連携し、企業等への実態調査等を実施。 ②公共職業訓練(施設内訓練)修了者の未就職者情報の共有化を図り、早期就
- 職を目指し、担当者制等による就職支援を実施。
- ③公共職業訓練(委託訓練)受講者のうち、訓練修了の1か月前に就職未内定の者は「就職活動日」にハローワークへ確実に誘導し、就職支援を実施。
- ④公共職業訓練(委託訓練)については、ハローワークが委託訓練受託校へ訪問し、職業ガイダンスや求人情報提供等必要な支援を把握の上、訓練受講中から就職支援を強化。
- ⑤受講指示受講者については、雇用保険失業認定日等のハローワーク来所日 に必ず職業訓練担当窓口に誘導し就職支援を実施。

5. 計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価(全所必須指標)

平成30年9月累計

職業安定担当部署

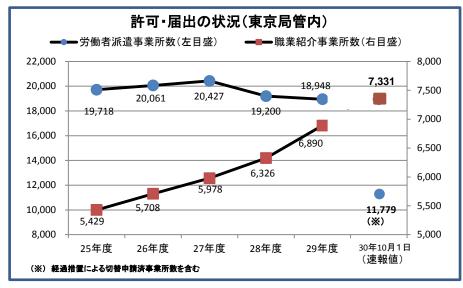
主ハローソーグで共通する評価(主別必須指			1 790	00 07	1 SICH I
(1)主要指標による評価指標	る評価指標 30年度目標数		実網	責値	進捗割合
①就職件数(常用)	106,000	件以上	以上 55,0521		51.9%
②求人充足数(常用)	142,000件以		72,085件		50.8%
③雇用保険受給者の早期再就職件数	42,080	件以上	20,487件		48.7%
(2)補助指標による評価補助指標補助指標		30年月	度目標数	実績値	進捗割合
①ハローワークの利用者に対するアンケート調査 (求人者向け)	査の満足度	9	0%以上	-	-
②ハローワークの利用者に対するアンケート調査 (求職者向け)	②ハローワークの利用者に対するアンケート調査の満足度		0%以上	ı	-
③求人に対する紹介率		21	.7%以上	20.3%	▲ 1.4P
④求職者に対する紹介率		18	3.0%以上	16.6%	▲ 1.4P
※(2)①②は今年度これから実施。					

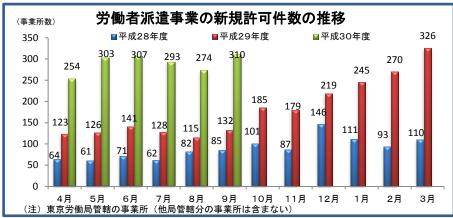
ハローワークごとの重点的な取組の評価(所重点指標・所重点項目)

ハローグーグことの重点的な取組の評価(所重点指標・所重点項目)			
(3)所重点指標による評価 所重点指標	30年度目標数	実績値	進捗割合
①生活保護受給者等の就職件数	7,690件以上	3,952件	51.4%
②障害者の就職件数	6,810件以上	4,256件	62.5%
③学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職 件数	20,808件以上	10,807件	51.9%
④ハローワークの職業紹介により、正社員に結び 付いたフリーター等の件数	34,453件以上	12,473件	36.2%
⑤公的職業訓練修了3か月後の就職件数	5,868件以上	3,572件	60.9%
⑥マザーズハローワーク事業における担当者制に よる就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	92.1%以上	94.4%	2.3P
⑦正社員求人数	778,867人以上	336,015人	43.1%
⑧正社員就職件数	55,456件以上	26,121件	47.1%
⑨介護・看護・保育分野の就職件数	11,500件以上	5,559件	48.3%
⑩建設分野の就職件数	3,080件以上	1,491件	48.4%
⑪生涯現役支援窓口での65以上の就職件数	2,255件以上	1,255件	55.7%

※(1)主要指標、(2)補助指標、(3)所重点事項については、平成30年9月実績分を記載((1)③雇用 保険受給者の早期再就職件数については、平成30年8月分までを記載)

民間人材ビジネスの動向





下半期の取組

労働者派遣事業については、通常の月々の許可申請に係る処理の他、経過措置終了時点までに許可の切替申請を受け付けた旧特定労働者派遣事業所に対して、順次、申請に対する許可・不許可処分を迅速かつ適切に実施。(対象2,211事業所)

法制度の周知・広報

集団指導(平成30年4月~9月実績)

対 象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	42	3, 201
派遣先事業主	4	171
職業紹介事業主	24	1, 217
労働者	3	64
関係団体等	3	169
計	76	4, 822

(注)上記を含め学卒求人申込み説明会等において、関係パンフレットを 延べ21,346事業所に配布



- 1 派遣元・派遣先に対するセミナーや派遣元事業主、職業紹介事業主に対する許可書交付式などにおいて、引き続き、改正労働者派遣法及び改正職業安定法の説明、リーレットの配付など周知を実施。
- 2 (旧)特定労働者派遣事業について、労働者派遣契約に代わり、 派遣先を発注者として請負等に移行した元派遣元事業主及び派 遣先を中心に適正な業務委託等の実施についての事業主向けセ ミナーを実施。
- 〇平成30年12月12日・13日 女性就業推進センター(港区)
- 〇平成30年12月14日 立川地方合同庁舎(立川市)
- ※いずれの会場も午後2回開催

民間人材ビジネスに対する指導監督の実施状況

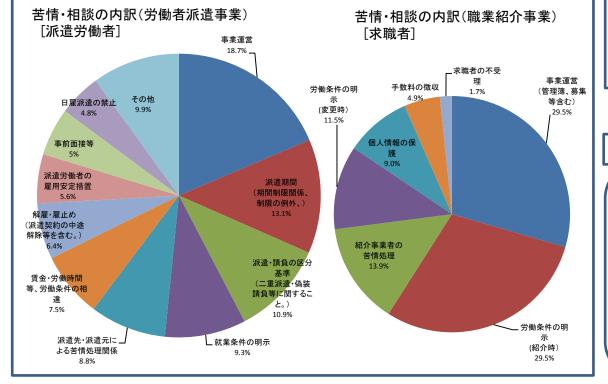
申告・相談への迅速・適切な対応(平成30年4月~9月実績)

- (1)申告受理 29件(前年同期 7件)
- (2)苦情・相談の状況
- ①労働者派遣事業

②職業紹介事業

	件 数	前年同期比
計	65,090	+3.7%
派遣労働者	1,077	+11.0%
派遣元事業主	57,890	▲2.4%
派遣先	5,390	+183.8%
その他	733	+28.4%

	件数	前年同期比
計	22,971	▲20.1%
求職者	92	+21.1%
求人者	222	+101.8%
職業紹介事業者	22,358	▲21.0%
その他	299	+12.8%



個別指導監督(平成30年4月~9月実績)

	実施事業所数		是正指導率	
	実績	前年同期比	企业 指导中	
労働者派遣事業	973	▲ 12.1%	80.8%	
職業紹介事業	3 1 4	+31.9%	78.7%	

行政処分の実施状況

●9/3 派遣事業改善命令(多重派遣) 1社(※)

<(※)概要> 処分を受けた事業主は、業務委託契約に基づきA社が雇用する労働者を受け入れ、更に、別のB社と業務委託契約を締結し、当該受け入れたA社の労働者をB社の指揮命令の下、業務に従事させた、いわゆる「多重派遣」を行っていたもの。

- 〇派遣元に対し、平成27年改正労働者派遣法の履行確保 (特に雇用安定確保措置)に重点をおいて指導監督を実施。
- 〇(旧)特定労働者派遣事業主について、労働者派遣契約に代わり、派遣先を発注者として請負等に移行した事業主や、管内にIT技術者派遣が多い実態を踏まえ、引き続きIT業務を取り扱う派遣元事業主などに対して重点をおいて指導監督を実施。
- 〇職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者に対し、平成 29年改正職業安定法の履行確保に重点をおいて指導監 督を実施。
- ○申告・苦情への迅速な対応。

重点対策取組状況

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成30年度から「第6次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進委託業務に係る受託事業者と連携した効果的な加入勧奨の実施。

度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第2 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じ、労働保険制度の周知・指導の推進

年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督励・滞納処分、労働保険 料算定基礎調査、電子申請の利用促進等を実施し、適正徴収に努める。

(平成30年度 年度更新対象事業場数 約25万8千事業場)

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。

特別加入制度を周知し、利用促進を図る。

(年間の監査計画:320件 ⇒ 9月末現在 171件 (53.44%) 実施)

下半期の取組

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (30年度成立目標件数=9,200件)

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進。

11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開。

第2 労働保険料等の適正徴収 <u>(30年度目標収納率=29年度(99.29%)以上)</u>

引き続き、滞納事業主に対する納付督励の実施、納付督励後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。

算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の加速。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

雇用保険監察官による監査及び重点指導対象労働保険事務組合に対する指導の継続実施。

適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施(計3回)。

研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施。

未手続事業一掃対策の推進状況 (9月末)

	成立目標件数 (年間)	成立件数	達成率
29年度	9, 200 件	3,997 件	43.4 %
30年度	9, 200 件	3,527 件	38.3 %
差	0 件	△ 470 件	△ 5.1 P
29年度末	9, 200 件	9,779 件	106.3 %
30年度末	成立目標件数 = 9,200件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況 (9月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
29年度	6,848 億円	2,872 億円	41.94 %
30年度	7,017 億円	2,956 億円	42. 13 %
差	169 億円	84 億円	+ 0.19 P
29年度末	6,921 億円	6,872 億円	99. 29 %
30年度末	目標収納率 =	平成29年度(99.	29%)以上

労働保険事務組合への委託状況 (29年度末)

200,000

100,000

 (適用事業場数 447,712 事業場)

 個別事業場 275,107
 委託事業場 172,605

 (61.45 %)
 (38.55 %)

300,000

400.000

500,000